

令和4年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を推進するため、農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況を調査し、再発防止の指導を行っています。この度、令和4年度の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

1.調査の目的

農林水産省は、農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況を把握し、より効果的な再発防止策の指導を通じて事故及び被害を防止することを目的として、厚生労働省と連携して、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するための調査を毎年度実施しています。

今回の調査では、令和4年4月から令和5年3月までに発生した農薬による人に対する中毒事故、農作物・家畜等の被害を対象とし、全都道府県に情報提供を依頼し、とりまとめました。

2.調査結果

令和4年度の調査の結果、農薬の使用に伴う人に対する事故は18件でした。また、農作物や家畜、魚類の被害は17件でした。

表：令和4年度の農薬の使用に伴う事故及び被害の主な発生状況

事故等の対象	件数	主な原因
人	18件	・ 農薬の散布時に農薬用マスクや保護メガネ等の防護装備が不十分だった ・ 農薬を適切に保管管理しておらず、間違えて誤飲した ・ 土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、被覆をしなかった
農作物	11件	・ 農薬の飛散防止対策が不十分だった ・ 土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、被覆をしなかった 又は何らかの理由で漏洩した
魚類	5件	・ 農薬を水路や河川に流出させた

他に家畜で1件、農薬の使用との因果関係が不明な事案が報告されました。

3.今後の対応

今回取りまとめられた事故及び被害を防止するためには、以下の取組を適正に行うことが重要です。

- ・ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する
- ・ 農薬を施錠された場所に保管する
- ・ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトル、ガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えない
- ・ 廃棄物処理業者に依頼するなど、使用残農薬や不要になった農薬を適正に処理する
- ・ 土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な材質や厚さの資材を用いて被覆を完全に行う
- ・ 農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える
- ・ 飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用したりするなど、飛散防止対策を十分に行う

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を一層推進するため、都道府県に今回の調査結果を送

付するとともに、事故及び被害を防止するための指導を徹底するよう依頼しました。今後も、「農薬危害防止運動」等の機会を活用し、農薬の使用に伴う事故及び被害の防止に向けて、引き続き農薬の適正使用の推進に取り組んでまいります。

また、本調査は、令和5年度分以降も引き続き実施いたします。

4.公表資料

「令和4年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」及び過去の調査結果については、当省ホームページから御覧になれます。

URL：https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html

<添付資料>

- ・（別紙）農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成30年度～令和4年度）（PDF：92KB）
- ・中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報（PDF：138KB）

【お問合せ先】

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：濱砂、真間

代表：03-3502-8111（内線4500）

ダイヤルイン：03-3501-3965

(別紙)

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況(平成30年度～令和4年度)

1. 人に対する事故

(原因別)

(単位:件(人))

区 分	年 度	H30	R1	R2	R3	R4
①マスク、メガネ、服装等の装備が不十分		6 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	4 (5)
②強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露		1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
③長時間や高温時の作業、不健康状態での散布		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
④防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出		0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
⑤ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
⑥被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良		4 (14)	5 (17)	4 (6)	3 (11)	2 (16)
⑦保管管理不良等による誤飲誤食		3 (3)	2 (2)	8 (9)	6 (6)	4 (4)
⑧運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損		1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑨その他		2 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)
⑩原因不明		7 (7)	0 (0)	6 (6)	3 (3)	5 (5)
計		25 (42)	11 (23)	22 (25)	19 (27)	18 (33)

(単位:件(人))

区 分	年 度	H30	R1	R2	R3	R4
死	農薬の使用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤 用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	その他・原因不明	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)
亡	小 計	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)
中	農薬の使用	12 (23)	9 (21)	8 (10)	8 (16)	8 (23)
	誤 用	4 (8)	2 (2)	8 (9)	6 (6)	3 (3)
	その他・原因不明	5 (7)	0 (0)	5 (5)	5 (5)	3 (3)
毒	小 計	21 (38)	11 (23)	21 (24)	19 (27)	14 (29)
	計	25 (42)	11 (23)	22 (25)	19 (27)	18 (33)

- (注)・集計した事故には、自他殺は含まない。
 ・区分欄の「農薬の使用」は上記①～⑥が該当。
 ・区分欄の「誤用」は、上記⑦、⑧が該当。

2. 農作物、家畜(蜜蜂を除く)及び生活環境動植物等に対する被害

(単位:件)

被害対象	年 度	H30	R1	R2	R3	R4
農 作 物		7	8	12	8	11
家 畜		0	0	0	0	1
蚕		0	0	0	0	0
魚 類		5	7	9	5	5
その他		0	0	0	0	0
計		12	15	21	13	17

中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報

1. 人に対する事故及び被害の発生状況

原因	発生月	使用現場の区分※	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	令和4年5月	農業	悪心・嘔吐、水様便	軽症	40～59歳	1	・農作業中、農薬を吸入した。 ・農薬の調製又は散布を行うときは、農業用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する。 ・作業後は直ちに身体を洗い流し、洗顔・うがいをするともに衣服を交換する。 ・農薬にかぶれやすい人は、保護クリームを事前に、顔、手首など露出する場所に塗っておく。	
	令和4年6月	農業	口唇、舌の先端、喉の痛み	軽症	60～79歳	1		
	令和4年7月	農業	眼の周りの湿疹、眼の痒み	軽症	20～39歳	1		
	令和4年11月	農業	咳嗽、痰	軽症	60～79歳	1		
強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	令和4年9月	農業	両足首から下のかゆみ、かぶれ、水ぶくれ、患部の痛み、水ぶくれ破損箇所からの細菌感染による発熱	中軽症	20～39歳	1	・散布時に、農薬が長靴へ入り、作業後にエアで農薬を除去したが、水洗による農薬除去は作業から5時間後であった。	・作業着（長ズボン）の裾は、長靴の外に出す。 ・皮膚に付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とす。 ・作業後は直ちに身体を洗い流し、洗顔・うがいをするともに衣服を交換する。
ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出	令和4年8月	農業	頭、背中、喉の痛み	軽症	成人	1	・農地での農薬使用後、隣接地の住民が体調不良	・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。
被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良	令和4年4月	農業	眼の痛み、咳、嘔吐	軽症	0～19歳	2	・土壌くん蒸剤（クロルピクリン；劇物）の使用時に被覆を行わなかった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	・住宅地等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・住宅地等の周辺では高温期の処理を避ける。 ・土壌くん蒸剤を使用した際は直ちに被覆を完全に行う。 ・適正な材質や厚さの被覆資材を用いる。
	令和5年3月	農業	眼、喉の痛み、嘔吐・吐き気	軽症	40～59歳	2		
					成人	12	・土壌くん蒸剤（クロルピクリン；劇物）の使用時に被覆を行わなかった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	

原因	発生月	使用現場の区分※	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
保管管理不良等による誤飲誤食	令和4年5月	農業	喉の痛み、腹部不快感	軽症	40～59歳	1	・農薬を飲料と間違えて飲用	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。 ・農薬は、使用後速やかに保管庫に戻す。 ・農薬は、飲食物と分けて保管する。 ・農薬は、居住空間のテーブル等に放置しない。 ・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。 ・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。
	令和4年5月	その他	－	死亡	60～79歳	1	・飲酒後、農薬を間違えて飲用	
	令和5年3月	その他	嘔吐、気分不快	中軽症	80歳～	1	・認知症の方が、農薬を手で触り、口にしました。	
	令和5年3月	不明	咽頭痛	重症	80歳～	1	・農薬を飲料と間違えて飲用	
その他	令和4年7月	その他	眼の痛み	不明	60～79歳	1	・ガレージで保管されていた農薬の蓋が外れて、ガレージ内に漏洩。	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。
原因不明	令和4年4月	その他	－	死亡	40～59歳	1	・農薬による中毒症状の可能性はある。	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。 ・農薬は、使用後速やかに保管庫に戻す。 ・農薬は、飲食物と分けて保管する。 ・農薬は、居間空間のテーブル等に放置しない。 ・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。 ・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。
	令和4年6月	その他	－	死亡	80歳～	1	・農薬による中毒症状の可能性はある。	
	令和4年11月	不明	気道閉塞	死亡	80歳～	1	・農薬による中毒症状の可能性はある。	
	令和4年12月	不明	意識レベル低下、血圧低下、酸素飽和度低下	重症	80歳～	1	・農薬による中毒症状の可能性はある。	
	令和5年2月	農業	嘔吐、気分不快	中軽症	60～79歳	1	・農薬使用後、症状が出たため、農薬による中毒症状の可能性はある。	・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する。 ・作業後は直ちに身体を洗い流し、洗顔・うがいをするともに衣服を交換する。

※ 使用現場の区分とは、農業現場での使用を「農業」、それ以外を「その他」としています。

2. 農作物、家畜(蜜蜂を除く)及び生活環境動植物等に対する被害

被害対象	発生月	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策
農作物	令和4年5月	たまねぎの変色	・牧草地の畦畔に除草剤を散布 ・風により隣接するほ場に飛散	・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。
	令和4年5月	水稻の生育不良	・道路に除草剤を散布 ・強風の中、隣接する水田に飛散	
	令和4年6月	水稻の苗の立ち枯れ、生育不良	・施設園芸用ハウスの敷地境界に除草剤を散布 ・隣接する水田に飛散	
	令和4年7月	水稻の変色	・ほ場に除草剤を散布 ・風により隣接する水田に飛散	
	令和4年7月	かんしょの変色	・ほ場周辺に除草剤を、スプレイヤーで散布 ・スプレイヤーの圧力が強く、風により隣接するほ場に飛散	
	令和4年10月	小麦の変色	・ほ場に除草剤を、スプレイヤーで散布 ・風により近隣のほ場に飛散	
	令和4年5月	にんにく、たまねぎ、キャベツ、アスパラ菜の変色(白化)	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行わなかったため、農薬が隣接するほ場に拡散	・住宅地等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・住宅地等の周辺では高温期の処理を避ける。 ・土壌くん蒸剤を使用した際は直ちに被覆を完全に行う。 ・適正な材質や厚さの被覆資材を用いる。
	令和4年5月	小松菜の変色	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆は行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩し、隣接するほ場に拡散	
	令和4年6月	松の変色	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆は行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩し、隣接するほ場に拡散	
	令和4年12月	たまねぎの生育不良	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆が一部不完全であり、揮発した農薬が低地にあるほ場に拡散した可能性	
家畜	令和4年7月	羊の斃死(一頭)	・無風の中、ほ場に無人ヘリコプターで農薬を散布 ・斃死した羊から、使用した農薬と同じ成分が検出された。被害と農薬の因果関係は不明だが、隣接する放牧地に飛散した可能性。	・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。 ・農薬散布日時を周辺住民に十分周知する。 ・機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法を参考に散布を行う。

2. 農作物、家畜(蜜蜂を除く)及び生活環境動植物等に対する被害

被害対象	発生月	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策
魚類	令和4年6月	魚類の斃死	・斃死魚から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	・農薬が河川に飛散・流入しないように注意する。 ・防除器具等の劣化による散布液の漏洩がないよう、点検整備を行う。 ・農薬は計画的に購入・使用し、使い切るように努める。 ・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
	令和4年8月	魚類の斃死	・河川水から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	
	令和4年11月	魚類の斃死	・河川水及び斃死魚から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	
	令和5年2月	魚類の斃死	・農薬の散布後、残液を側溝に流したことが原因と考えられる。	
	令和5年3月	魚類の斃死	・不要になった農薬を水路に廃棄したことが原因と考えられる。	